

平成 30 年度 行政監査結果報告書の概要

1. 監査の対象

災害時に備え、市が確保する食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資（以下「備蓄品」という。）等の整備・管理に関する事務

2. 監査の着眼点

- ア 備蓄品の整備（購入）状況について
- イ 備蓄品の管理状況について
- ウ 備蓄品の周知について

3. 監査結果及び意見

（1）結果

ア 現行の備蓄計画は、簡易ベッド等の避難生活に有効なものや乳児用の粉ミルク等の要配慮者に必要なものが選定されていなかった。

また、備蓄状況については、7割以上の備蓄品が目標数に達していなかったばかりか、目標数の半分にも満たない備蓄品が3割に上っていた。

イ 備蓄品の保管場所は、長船支所に集中していたものの、備蓄品の管理状況はおおむね良好であった。

ウ 備蓄状況等については、広報誌等における公表は行われておらず、市民が備蓄品の備蓄状況等の情報を入手できない状況となっていた。

（2）意見

ア 現行の備蓄計画は、平成 25 年に作成されたものであり、30 年以降の整備計画が定められていないことから、早急に見直しを行うとともに、必要な備蓄品については、計画的に整備する必要がある。

イ 備蓄場所については、避難所等となる施設等へのさらなる分散備蓄を検討する必要がある。

ウ 災害の発生に備え、平時より市の備蓄状況等について、関係者や市民への周知を積極的に図る必要がある。